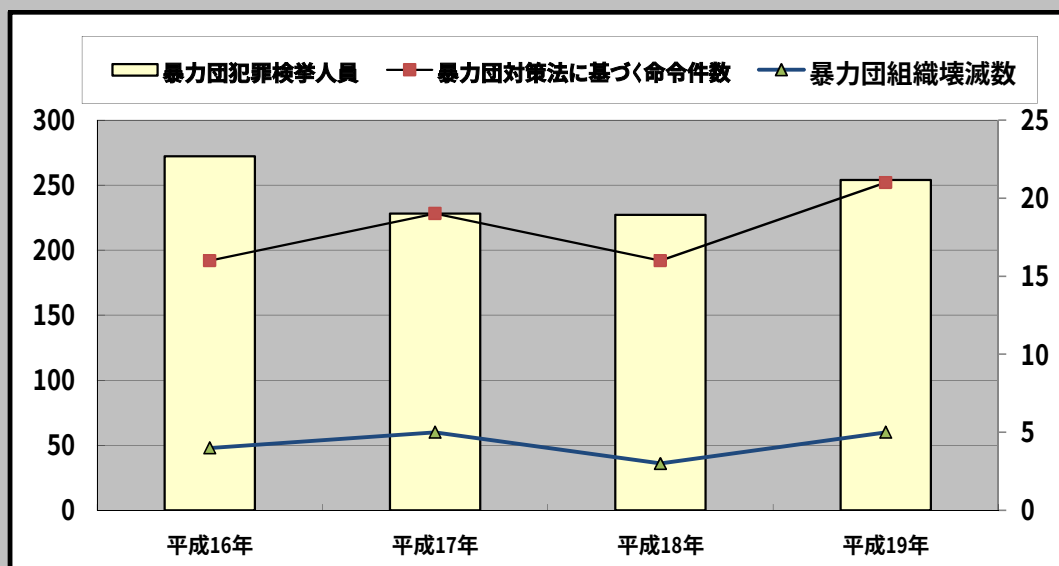


## 業 務 名

## 暴力団総合対策の推進

## ○業務に関する統計

| 項 目            | 統 計 の 推 移 |       |       |       |    |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|----|
| 暴力団犯罪検挙人員      | 平成16年     | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 単位 |
|                | 272       | 228   | 227   | 254   | 人  |
| 暴力団対策法に基づく命令件数 | 平成16年     | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 単位 |
|                | 16        | 19    | 16    | 21    | 件  |
| 暴力団組織壊滅数       | 平成16年     | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 単位 |
|                | 4         | 5     | 3     | 5     | 団体 |
|                | 平成16年     | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 単位 |
|                |           |       |       |       |    |



## ○業務の主なコスト

| №   | 事 業 名    | 平成19年度事業費 (千円) | 平成20年度事業費 (千円) |
|-----|----------|----------------|----------------|
| 1   | 暴力団対策警察費 | 1,089          | 1,033          |
| 2   | 暴力団対策推進費 | 11,442         | 11,403         |
| 3   |          |                |                |
| 4   |          |                |                |
| 5   |          |                |                |
| 6   |          |                |                |
| 7   |          |                |                |
| 8   |          |                |                |
| 合 計 |          | 12,531         | 12,436         |

### ○平成19年の取組み

●暴力団幹部等による賭博開張図利事件で暴力団幹部等を逮捕するなど暴力団構成員等254人を検挙した。

●(財)暴力追放三重県民センターと連携して、県内の主要地域5箇所で三重県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士による民事介入暴力巡回無料法律相談を実施した。

●平成19年中、警察及び(財)暴力追放三重県民センターに寄せられた暴力相談は325件であり、事件化による検挙や暴力団対策法に基づく行政命令の発出など積極的に実施した。

●暴力団離脱相談専用電話「組抜け110番」や三重県警察社会復帰アドバイザー等との連携により、暴力団員を組織から離脱させた。

●暴力団等からの不当要求等に対する被害を防止するため、(財)暴力追放三重県民センターと連携し、事業所の不当要求防止責任者に対する責任者講習を49回(1,060人)実施した。

●暴力団排除条項の効果的な運用により、三重県と協力し、暴力団と密接関係を有する企業を公共工事から排除し、その資金源を封圧するなど各種広報等を積極的に実施し暴力団排除機運の高揚を図った。

### ○課題と平成20年の取組み

●組織犯罪対策課において、関係各課から犯罪組織に関する情報を集約分析するとともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた戦略的な組織犯罪対策を推進する。

●(財)暴力追放三重県民センターや三重県弁護士会と連携し、暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、行政機関、企業を対象として行う違法又は不当な行為を取締まるため、

- ・ 行政機関、企業等との連絡体制の確立
- ・ 行政機関職員等に対する責任者講習
- ・ 暴力団員等を相手とする損害賠償請求訴訟に対する支援
- ・ 事務所撤去等に対する支援

等を行う。

●暴力団員等による違法又は不当な行為に対する相談環境の整備に努めるとともに、

- ・ 暴力団犯罪の取締りの推進
- ・ 犯罪収益のはく奪の推進
- ・ 暴力団犯罪等の被害者等の保護対策措置

を行う。